特定非営利活動法人 新宿区ウオーキング協会 定款

第1章　総則

（名称）
第1条　この法人は、特定非営利活動法人 新宿区ウオーキング協会 という。

（事務所）
第2条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区内に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）
第3条　この法人は、広く一般市民を対象として、ウォーキング運動の普及振興に関する事業を行い、歩く事による健康と心身の充実向上を図ることにより、地域の明るく健康な住み良い町づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第4条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 子どもの健全育成を図る活動
(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1) ウォーキング実施、普及事業
① ウォーキング定期例会の開催
② 歩育運動の普及･推進
③ 会報の発行
(2) ウォーキング教室・大会などの運営事業
(3) ウォーキングを目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築事業
(4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

（種別）
第6条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。
2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
3 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
4 会長は、前２項による申込者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第8条　会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第9条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡、若しくは、失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 会費を継続して１年以上滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この法人の定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章　役員

（種別及び定数）
第12条　この法人に、正会員の中から次の役員を置く。
(1) 理事　　８人以上１６人以内
(2) 監事　　１人以上２人以内
2　理事のうち、１人を会長とし、１人以上３人以内を副会長とする。

（選任等）
第13条　理事は理事会、監事は総会において選任する。
2　会長及び副会長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
5　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、役員になる事はできない。

（職務）
第14条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席者の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章　総会

（種別）
第19条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第21条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 監事の選任、又は役員の解任及び職務
(7) 解散時における残余財産の帰属
(8) その他運営に関する重要事項

（開催）
第22条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第23条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、会長が招集する。
2 会長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日か

ら３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第25条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第27条 正会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）
第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第32条　理事会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第33条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（議決）
第34条　理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第35条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）
第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第39条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）
第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第44条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第45条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第46条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）
第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）
第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）
第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章　名誉会長・顧問・参与

（名誉会長、顧問、参与）
第53条　この法人に名誉会長を１人、顧問５人以内、参与５人以内を置くことができる。
2　名誉会長、顧問、参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3　名誉会長は、この法人の運営に関して、会長に助言・提言する。
4　顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
5　参与は、この法人の事業に対して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
6　名誉会長、顧問、参与の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。
7　名誉会長、顧問、参与が会員として入会する場合には、理事会において会費の額を決定することができる。

第11章　事務局

（事務局の設置）
第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（事務局長の選任及び職員の任免）
第55条　事務局長は理事会において、理事の中から選任し、会長が任免する。
2　事務局職員は、事務局長の推薦を受け会長が任免する。

（組織及び運営）
第56条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第12章　雑則

（細則）
第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会　　長	小林 昌仁	理　事	芳川 雅信
副 会 長	福本 弘	理　事	船橋 照明
副 会 長	三原 芳枝	理　事	小林 公博
副 会 長	金子 和子	理　事	片桐 和子
理　　事	植竹 將一	監　事	鶴田 郁男
理　　事	小塚 勝義	監　事	長谷川 弘
理　　事	石川 泰雄		

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成２１年2月２８日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成２０年１２月３１日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
   ①正 会 員：入会金 1,000円、年会費 3,000 円
   但し、正会員の内家族会員は入会金 1,000円、年会費 2,000 円とする。
   ②賛助会員：入会金0円、年会費 個人1口 10,000円(1口以上)
   団体1口 10,000円(2口以上)
7. この定款は、平成３０年８月３１日より施行する。
8　この定款は令和３年１１月３０日開催の臨時総会にて改訂し、令和４年１月１日より適用する。
9,　令和４年１月１日から始まる事業年度については、変更に伴い令和４年１月１日より令和４年３月３１日迄とする。